

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
 - 福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 三六
 - 福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 三六
- 告 示
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三六
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件十一件 三六
 - 道路の区域を変更する件二件 三六
 - 道路の供用を開始する件 三六
- 公 告
 - 落札者を決定した件 三六
 - 一般競争入札を行う件 三六
 - 福島県教育委員会 三七
 - 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 三七
 - 福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則 三七
 - 福島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 三七
 - 福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令 三七
 - 福島県教育委員会教育長 三七
 - 落札者を決定した件四件 三七
 - 福島県選挙管理委員会 三七
 - 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三六

規 則

福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十二号

福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年福島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の十三を第十五条の十四とし、第十五条の十から第十五条の十二までを一条ずつ繰り下げ、第十五条の九の次に次の一条を加える。

（条例第二十四条第三項第二号の規則で定める者）

第十五条の十 条例第二十四条第三項第二号の規則で定める者は、精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第十九条の三第一号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第十九条の四第二項に次の一号を加える。

三 県、国及び市町村以外の者が、条例第三十七条第三項の認定を受ける場合は、前条第一号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

（自然保護課）

福島県規則第四十三号

福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

福島県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年福島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第十七条の四第二項に次の一号を加える。

三 県、国及び市町村以外の者が、条例第十九条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市飯坂町字中森山四の一三、一五の一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市町庭坂字神ノ森一の五七

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市渡利字浜見山七の一、八の一、九の一、一〇

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市大笹生字蔵平の一から一の三〇まで、一の一五九、八から一四まで

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市大笹生字川前二四の一〇から二四の一七まで、二四の二一から二四の二三まで、二四の二五から二四の二七まで、二四の二九から二四の四四まで、二四の七一

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市大笹生字川前二七の三

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市大笹生字川前二から七まで、一一、一二、一三、二五の二、二五の三、二五の五、二八

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市大笹生字中丸一のハ、二七から三〇まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市土湯温泉町字川上一、二、六、八から一一まで、一三の一、一三の二、一八の二、一九から二四まで、二五の一、二五のロ、二五のハ、二五のニ、二五のヘ、二五のト、字下隠台一七、一八の二、三二の三、三二のイ、三三のイ
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和元年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道中野 須賀川線	須賀川市吉美根字土橋 五九番一地先から 同 市吉美根字土橋 五〇二番地先まで	変更前	四・二ノ 二二・二	六三八・〇
		変更後	七・六ノ 五五・〇	六三八・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和元年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道矢祭 山八槻線	東白川郡塙町大字台宿 字台宿二三四番一地先 から 同 郡同町大字台宿 字北原一四二番地先ま で	変更前	一一・一ノ 二二・五	七四・八
		変更後	一一・一ノ 二二・五	七四・八

(道路計画課)

福島県告示第四百五十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県建設事務所で令和元年十二月十三日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和元年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道中野須賀川線	須賀川市吉美根字土橋五九番一地 先から 同 市吉美根字土橋五〇二番地 先まで	令和元年十二月十三日

(道路計画課)

公 告

公告第151号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
 令和元年12月13日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 福島県庁舎の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
 令和元年10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
 東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
 80,100,928円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
 令和元年9月3日

(施設管理課)

公告第152号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道（県中・二本松・田村処理区）維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第

274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年12月13日

福島県県中流域下水道建設事務所長 半 澤 雅 則

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 流域下水道（県中・二本松・田村処理区）維持管理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書、業務要求水準書及び一般仕様書による。
- (3) 履行期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所 県中浄化センター（福島県郡山市日和田町高倉字追越89番地）、あだたら清流センター（福島県二本松市榎戸二丁目96番地）、大滝根水環境センター（福島県田村市船引町春山字赤間田154番地の3）ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) に掲げる条件を全て満足している単独の者又は(2)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連帯関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体でない単独の者の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県、国又は他の地方公共団体から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

エ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の登録を受けている者であること。

オ 平成27年4月1日以降に次に掲げる全ての施設を有する下水道終末処理場の維持管理業務を12月以上継続して行った実績を有している者であること。

(ア) 標準活性汚泥法（高度処理の変法を含む。）を用いる水処理施設と同等以上の方法を用いる水処理施設

(イ) 汚泥濃縮設備を有する汚泥処理施設

(ウ) 1日当たり汚水142,800立方メートル以上の処理能力を有する水処理施設

カ 次に掲げる者を履行場所（シ）及び（ツ）に掲げる者にあつては、あだたら清流センター及び大滝根水環境センターを除く。）に配置できる者であること。なお、(ア)の総括責任者は、(ク)、(ケ)及び(サ)に掲げる者を兼務することができるものとし、(イ)に掲げる者は外部に委託してもよいこととする。

(ア) 総括責任者（下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1号に規定する下水道処理施設管理技士（以下「下水道処理施設管理技士」という。）である者）

(イ) 副総括責任者（下水道処理施設管理技士又は下水道法（昭和33年法律第79号）第22条第2項に規定する資格を有する者）

(ウ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18第25号の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者）

(イ) 危険物取扱者（消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第1項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状（同法別表第1の第4類の物品名の欄に掲げる危険物に係るものに限る。）の交付を受けている者）

(ウ) 電気工事士（電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第一種電気工事士である者）

(カ) 玉掛け技能者（クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第221条各号に掲げる者）

(キ) クレーン運転士（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第15号に規定するクレーンの運転の業務に係る労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別の教育を受けた者）

(ク) 安全管理者（労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）

- (ケ) 衛生管理者（労働安全衛生法第12条第1項に規定する衛生管理者）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
- (コ) 産業医（労働安全衛生法第13条第1項に規定する産業医）（常時50人以上の労働者を使用する場合に限る。）
- (ク) 安全衛生推進者（労働安全衛生法第12条の2に規定する安全衛生推進者）（常時10人以上50人未満の労働者を使用する場合に限る。）
- (ク) 防火管理者（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号に規定する者）
- (カ) 特定化学物質等作業主任者（労働安全衛生法別表第18第20号に規定する特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習又は労働安全法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に規定する特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者）
- (ケ) 大型自動車免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条に規定する大型免許）を有する者
- (コ) エネルギー管理員（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第9条第1項第1号に規定する講習の課程を修了した者又は同項第2号に規定するエネルギー管理士免状の交付を受けている者
- キ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。
- (2) 共同企業体の資格要件
- ア 構成員は、2者又は3者であること。
- イ 自主結成であること。
- ウ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- エ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。
- オ 共同企業体の構成員の全てが(1)のアからエまでに掲げる条件を全て満足している者であること。
- カ 共同企業体の代表である構成員が(1)のオ及びカ（(7)に掲げる者に係るものに限る。）に掲げる条件を満足している者であること。
- キ 共同企業体の構成員により(1)のカ（(7)に掲げる者に係るものを除く。）に掲げる条件を満足している者を全て配置できること。
- ク 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独で本件入札に参加しないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のエからカまでに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(2)のアからキまでに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年1月15日（水）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号963-0534 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
福島県中流域下水道建設事務所総務課
電話番号024-958-3861 F A X 024-958-5137
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において令和元年12月13日（金）から令和2年1月15日（水）まで（土曜日及び日曜日、令和元年12月30日（月）から令和2年1月3日（金）まで並びに同月13日（月）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。
- 5 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、業務要求水準書、一般仕様書等を配布する。
- (1) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- 6 入札書及び技術提案書の提出期限及び提出場所
- 入札者は、入札書の中封筒に入れ封かんし、外封筒に入札書を封入した中封筒と技術提案書を同封し、書留郵便により配達日を指定して提出すること。
- (1) 配達指定期日 令和2年1月29日（水）※午後5時15分までに到達すること。
- (2) 提出場所 3に掲げる場所に同じ。
- 7 開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和2年2月7日（金）午前10時
- (2) 場所 福島県中流域下水道建設事務所会議室（福島県郡山市日和田町字山ノ井

5 番地)

8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札方法

- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者であり、当該業務に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格} \times 1,000,000$$

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格確認を受けた場合に付与される点であって、その点は、200点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、入札価格とする。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。
- (3) 落札候補者について、流域下水道（県中・二本松・田村処理区）維持管理業務委託総合評価委員からの意見聴取等の後、落札者とする。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Maintenance and management of the Regional Sewerage System for the Ken-chu Sewerage Treatment Centre, the Adataru Purification Centre and the Otakine Wastewater Environment Centre, 1 set
- (2) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 29 January 2020
- (3) Contact point for the notice: Ken-chu Valley Sewerage System Facilities Construction Office, Fukushima Prefectural Government, 5 Yamanoi, Hiwada, Koriyama City, Fukushima 963-0534 Japan TEL 024-958-3861

(総 務 課)

福島県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年十二月十三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第三号

教育職員の免許状に関する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和五十年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「五年」を「十年」に、「附則第十九項」を「附則第十八項」に改める。

第一号様式中「第五条第一項第四号から第七号まで」を「第五条第一項第三号から第六号まで」に改め、同様式注中「(4) 禁錮」を「(3) 禁錮」に、「(5)」を「(4)」に、「(6)」を「(5)」に、「(7)」を「(6)」に改める。

第一号の二様式中「第五条第一項第四号から第七号まで」を「第五条第一項第三号から第六号まで」に改め、同様式注中「(4)」を「(3)」に、「(5)」を「(4)」に、「(6)」を「(5)」に、「(7)」を「(6)」に改める。

第七号様式中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第九号の二様式中「あつては」を「あつては」に改める。

第二十二号様式備考3中「すべて」を「全て」に改め、同様式備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十三号様式備考3及び第二十四号様式備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十五号様式備考3中「すべて」を「全て」に改め、同様式備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第二十六号様式備考3、第二十七号様式備考3及び第二十八号様式備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、附則第四項の改正規定（「五年」を「十年」に改める部分に限る。）は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の教育職員の免許状に関する規則（以下「改正前の規則」という。）のそれぞれの規定に基づいて提出されている書類は、改正後の教育職員の免許状に関する規則の相当の規定に基づいて提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（義務教育課）

福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改

正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則

の一部を改正する規則

福島県市町村立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則（平成二十八年福島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「（任用の期限を付さないものに限る。）」を削り、「養護教諭（任用の期限を付さないものを除く。）」を「養護助教諭」に、「臨時的任用職員」を「講師」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（義務教育課）

福島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定める。

令和元年十二月十三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

福島県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法」という。）第四十七条の六の規定に基づき、福島県立学校（別表に掲げる学校をいう。以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 法第四十七条の六第一項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を置く。

2 福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を設けようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長並びに地域住民及び保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の意見を聴くものとする。

第三条 法第四十七条の六第四項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 学校経営計画に関する事項
 - 二 その他校長が必要と定める事項
- 2 対象学校の校長は、法第四十七条の六第四項の規定による承認を得た基本的な方針

に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第四条 協議会は、法第四十七条の六第六項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項等)

第五条 法第四十七条の六第七項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。

2 前条の規定は、法第四十七条の六第七項の規定により協議会が教育委員会に対して意見を述べる場合について準用する。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第六条 協議会は、対象学校の運営状況について、少なくとも毎年度一回、評価を行うものとする。

2 協議会は、地域住民等に対して、活動状況を公開する等の方法により、積極的に情報提供に努めるものとする。

(住民参画の促進等)

第七条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、対象学校の教育活動に対する地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(組織)

第八条 協議会は、委員十五人以内とし、対象学校の校長のほか、次の各号のいずれかに該当する者を教育委員会が任命する。

- 一 保護者
 - 二 地域住民
 - 三 学識経験者
 - 四 関係行政機関の職員
 - 五 対象学校の教職員
 - 六 その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- (委員の任期)
- 第九条** 委員の任期は、二年とする。ただし、前条第二項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- (委員の服務)
- 第十条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 委員は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 協議会及び対象学校の運営に著しい支障を来す言動を行うこと。

二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

三 前二号に掲げるもののほか、委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解任)

第十一条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

- 一 委員から辞任の申出があったとき。
- 二 前条(第一項後段を除く。)の規定に違反したとき。
- 三 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により委員を解任するときは、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第十二条 協議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十三条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、校長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

(会議の公開)

第十四条 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(指導及び助言等)

第十五条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう、情報の提供に努めるものとする。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に開催される協議会の会議は、第十三条第一項の規定にかかわらず、校長が招集する。

- 別表（第一条、第二条関係）
- 一 福島県立湖南高等学校
 - 二 福島県立西会津高等学校
 - 三 福島県立川口高等学校

（高校教育課）

福島県教育委員会訓令第一号

教育委員会
所管に属する教育機関

福島県教育委員会の標準的な職及び職員職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

福島県教育委員会

福島県教育委員会の標準的な職及び職員職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会の標準的な職及び職員職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「実習助手 講師」を「講師 養護助教諭 実習助手」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

（職員課）

福島県教育委員会教育長

公告第17号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立福島商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年12月13日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立福島商業高等学校情報教育コンピュータシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立福島商業高等学校 福島県福島市丸子字辰ノ尾1番地
- 3 落札者を決定した日
令和元年11月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
52,430,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年10月11日

（財務課施設財産室）

公告第18号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立須賀川高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以

下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年12月13日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立須賀川高等学校情報教育コンピュータシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立須賀川高等学校 福島県須賀川市緑町88番地
- 3 落札者を決定した日
令和元年11月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
29,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年10月11日

(財務課施設財産室)

公告第19号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年12月13日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立清陵情報高等学校情報教育コンピュータシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立清陵情報高等学校 福島県須賀川市滑川字西町179番地の6
- 3 落札者を決定した日
令和元年11月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
47,124,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年10月11日

(財務課施設財産室)

公告第20号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立勿来工業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年12月13日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立勿来工業高等学校情報教育コンピュータシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立勿来工業高等学校 福島県いわき市植田町堂ノ作10番地
- 3 落札者を決定した日
令和元年11月22日

- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
34,848,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年10月11日

(財務課施設財産室)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和元年十二月一日現在において、次のとおりである。

令和元年十二月十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、九八五
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二九九、九〇六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

福 島 市	選 挙 区	七八、六八九	選 挙 区	一八、一三七
			田 村 市 田 村 郡	

二本松市	相馬市相馬郡新地町	喜多方市耶麻郡	須賀川市岩瀬郡	白河市西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市
一五、四七三	一一、〇〇七	二一、〇四〇	二六、四〇〇	三〇、四九六	九〇、八三三	九〇、三三三	三三、二二八
双葉郡	石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市安達郡	南相馬市相馬郡飯館村
一七、八九九	一一、二〇〇	八、九五八	七、三四五	六、三三三	七、五四〇	一〇、八四三	一九、〇三四